

# 遺伝子組み換え食品表示の法改正を求めます

現在、日本で実施されている遺伝子組み換え食品の表示制度は、消費者が遺伝子組み換え食品を避けたくても避けられない仕組みになっています。その理由は3つあります。

- ① 原材料欄に記載されている順の3位以内で、そのうえ重量の5%以上でなければ表示対象とならない
- ② 油やしょう油など表示対象外の食品が多い
- ③ 遺伝子組み換え作物の流通過程での「意図せざる混入」を5%まで許している

このような節穴だらけの表示制度では、食品の情報を知って選ぶという消費者の権利が守られません。遺伝子組み換え食品が世界市場に現れて以来、10年が経過しました。この間に、欧州連合は表示法を改正し、油を含むすべての食品を表示対象としています。意図せざる混入の許容値は0.9%です。さらに、動物飼料への表示も義務化されています。日本の消費者もヨーロッパと同様、知って選べる表示制度を求めます。

私たちは以下のことを強く要求します。

- ・全食品を遺伝子組み換え表示対象とすること（油やしょう油なども）
- ・意図せざる混入の許容率を引き下げること
- ・動物用の飼料も表示すること（ペットのえさも含む）

名 前	住 所

署名はボールペンでお願いします。年齢制限はありません。（第一次集約 2007年10月末日）

※ この署名簿は個人情報保護法に基づき、目的以外に使用しません。

< 取り扱い団体 >

団体名 市民の大豆食品勉強会	住 所 〒 311-1262 茨城県ひたちなか市道メキ12863 電話番号 090-1432-9295
-------------------	---